

(A4判)

年 月 日

(あて先)秋田県知事

届出者 住 所
氏 名

〔 法人又は組合にあつては、名称、代表
者の氏名及び主たる事務所の所在地 〕

専用水道の設置について(届出)

布設した水道が専用水道に該当することとなったので、水道法施行細則第20条の規定により別紙関係書類を添えて届け出ます。

1 設計等内容

- (1) 給水量
1日平均給水量
1日最大給水量
時間最大給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源水量の概算及び水質試験の結果(水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項について行つた試験結果を記入したもの)
- (4) 水道施設の概要(専用水道の名称、各設備の概要他)
- (5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 給水開始の年月日
- (8) 水の供給を受ける者の数(計画給水人口)及び確認時給水人口
- (9) 水の供給が行われる地域又は区域を記載した書類

4 主要構造物構造計算書

5 主要施設水理計算書

6 図面及び地図

- (1) 水の供給が行われる地域又は区域を記載した図面
(縮尺: 1/10,000~1/25,000)
- (2) 水道施設の位置を明らかにする地図(縮尺: 1/10,000~1/25,000)
- (3) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図(縮尺: 1/1,000~1/5,000)
- (4) 主な水道施設(取水場、浄水場、配水場等で次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図(縮尺: 1/100~1/1,000)
- (5) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図(縮尺: 平面図は1/1,000~1/10,000、縦断面図は縦1/200~1/400、横1/1,000~1/5,000)
- (5) 主要な水道施設の水位高低図(縮尺: 縦1/100又は1/200、横は任意)

備考 6(1)及び(2)は、一葉の地図として調製しても差し支えありません。